

(別紙)

「新住宅市街地開発法施行令の一部を改正する政令案」について

・改正の背景・目的

新住宅市街地開発事業における良好な住宅市街地の早期形成と、円滑な事業実施を図る観点から、新住宅市街地開発法施行令(昭和三十八年政令第三百六十五号)について、次のとおり所要の規定を整備する予定です。

・改正内容

1. 民間卸しの要件を緩和

民間の住宅建設事業者(以下「民間卸し事業者」という。)が建設しなければならないとされている集団住宅の最低戸数規模(現行25戸)を10戸に緩和する。

民間卸し事業者自らが住宅を建設の上、その敷地と合わせてエンドユーザーに譲渡しなければならないとされている現行制度について、宅地を譲受けたエンドユーザーからの請負により民間卸し事業者が住宅を建設する方式(建築条件付宅地分譲)を導入する。

2. 民間卸しにおける新住宅市街地開発法第32条第1項の都道府県知事承認手続きの簡略化

法第32条第1項の都道府県知事承認につき、民間卸し事業者が既に建設した集団住宅及びその敷地をエンドユーザーに譲渡する場合における手続について簡略化する制度を導入する。

・施行期日

公 布 平成18年9月上旬

施 行 平成18年10月上旬